

2025年6月25日

各 位

会 社 名 株式会社JVCケンウッド  
代表者名 代表取締役  
社長執行役員 最高経営責任者 (CEO)  
江口 祥一郎  
(コード番号6632 東証プライム市場)  
問合せ先 企業コミュニケーション部長  
木村 剛  
(TEL 045-444-5310)

## 監査等委員会設置会社への移行に伴う「内部統制システム基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の第17回定時株主総会における決議により、監査等委員会設置会社へ移行することが承認されました。これに伴い、その後の取締役会で「内部統制システム基本方針」の一部改定を決議しましたので、お知らせします。

主な改定箇所は下線で示しています。

### 記

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制  
(内部統制システム基本方針)

2025年6月25日改定

#### ①当社及び当社の主要な子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の取締役、使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 企業ビジョン、経営方針及び行動指針を制定し、これらを遵守するとともに、コンプライアンスに関する統括部門を定め、当社グループの全役職員と共有し徹底を図る。
- 2) 当社グループ全体を対象にした各種の社内規程類又はガイドライン等を整備し、使用人の職務執行の指針とする。
- 3) JVCケンウッドグループ コンプライアンス行動基準を定め、これを遵守する。
- 4) 当社グループ各社において「取締役会規程」を定め、経営意思決定・取締役の職務の執行の監督を適正に行う。
- 5) 当社グループ全体を対象にした内部監査を実施するほか、当社グループ全従業員が利用可能な内部通報制度「JVCケンウッドグループ 内部通報規程」を定め、「JVCケンウッドグループ コンプライアンス行動基準」を逸脱する行為に関する通報と是正手順及び通報者が不利益な扱いを受けないよう監視、保護する手順を整備する。
- 6) 監査等委員会は、監査等委員ではない取締役から独立した立場から、内部監査部門と連携して当社グループにおける取締役、使用人等の職務執行状況を監査する。

#### ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 「取締役会規程」に基づいて取締役会議事録を作成し、法令及び社内規程に基づき本店に保存する。

- 2) 機密文書情報や機密電子情報を管理する際の遵守すべき基本的事項を定める「情報セキュリティ管理規程」を定め、明確な取扱いを行う。

### ③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) コンプライアンス及びリスクマネジメントに関するグループ規程を定め、それらのモニタリングに関する全社的組織体制を設置し、責任を明確にすることにより、当社グループにおけるリスクマネジメント活動を適正に推進する。
- 2) リスク別の管理規程を整備し、当社グループにおける各種リスクの未然防止や、発生時の対応・復旧策を明確にすることにより、重大事案の発生時における被害の拡大防止や損失の極小化を図る。

### ④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社において企業集団全体の事業計画等を策定することにより、経営目標を明確化し、当社グループに展開し、その達成状況を検証する。
- 2) 当社においては、執行役員制度を導入し、業務執行を執行役員に委任することによって経営の監督機能と業務執行機能を分化し、監督責任と業務執行責任を明確にする。
- 3) 当社において「取締役会規程」及び「執行役員会規程」並びにグループ規程「職務権限規程」、「意思決定・権限基準」及び「決裁一覧表」を定めて、当社グループ全体の経営意思決定の方法を明確にする。
- 4) 当社グループ各部門の職務分掌に関する規程を定め、担当領域を具体的にし、明確な執行を行う。

### ⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1) 「連結経営の基本方針」に基づき、経営理念・経営方針を共有するとともに、当社グループ規程として「職務権限規程」、「意思決定・権限基準」、「決裁一覧表」を定めて、企業集団全体での業務の適正化を図る。
- 2) 主要な子会社に役員又は業務管理者を派遣して、業務の適正化を確保する。
- 3) 子会社を対象にした内部監査部門による内部監査等を実施する。

### ⑥子会社の取締役及び業務を執行する社員等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 1) 子会社毎に当社の主管部門を定め、重要な情報の主管部門への報告の義務付けを行うとともに、主管部門は当該子会社の経営全般に対して責任を持つ。
- 2) 必要に応じて、当社から各子会社に役員及び管理部門スタッフを派遣することにより、当該子会社の職務の執行状況を業務執行ラインで把握する。
- 3) 当社グループ内で事業運営に与える異常事態が発生した場合に、遅滞なく適切な手順で当社経営トップに報告がなされる体制を確保する。

### ⑦当社の監査等委員会の職務を補助する使用人に関する体制、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 当社は、当社の監査等委員会の監査業務を補助するため、監査等委員会スタッフとしての補助使用人（以下、「補助使用人」という。）を置く。補助使用人として専任者の設置が困難な場合は、兼任者を1名以上設置する。
- 2) 当社は、補助使用人が専任の使用人である場合の人事考課は、監査等委員会が行う。補助使用人が兼任の使用人で、補助使用人が主務である場合の人事考課は監査等委員会が行い、また、補助使用人が主務でない場合は監査等委員会が補助使用人としての評価を行ったうえで主務の人事考課者に評価結果を提出する。当社は、補助使用人の任用、人事異動、懲戒処分等は、監査等委員会と事前協議する。
- 3) 当社の監査等委員会は、監査等委員会スタッフに対する指揮命令権を持つ等、補助使用人の独立性の確保に必要な事項を明確化し、当社はこれを尊重する。

**⑧当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制**

- 1) 当社の監査等委員である取締役は、重要会議に出席するとともに内部監査部門から、当社グループにおける業務の執行状況その他の重要な事項について報告を受ける。
- 2) 当社の取締役及び本社部門長は、当社の監査等委員会に対して定期的かつ必要に応じて業務執行状況の報告を行う。
- 3) 当社の監査等委員会は、上記を含む年度監査計画に基づき、内部監査部門と連携して当社の各事業所・子会社の監査を実施し、報告を受け、聴取を行う。
- 4) 当社グループの取締役及び使用人並びにこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速に対応する。
- 5) 当社グループ全体を対象にした当社監査等委員会への通報システムを設け、当社グループ内で発生した役員及び内部通報制度のヘルプライン窓口担当者のコンプライアンス問題及び違反行為について、当社グループ従業員等が直接監査等委員会に通報する体制を構築する。
- 6) 当社の監査等委員会は、内部監査部門の監査計画と監査結果について定期的に報告を受けるとともに、内部監査部門と連携して監査を行う。

**⑨当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が上記⑧の報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- 1) 当社の監査等委員会への報告を行った当社グループの報告者について当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。
- 2) 内部通報システムにより通報を受けた当社の監査等委員会は、通報を理由として通報者に不利益な取扱いを行わないよう関係部門に要請するとともに、通報者から不利益な取扱いを受けている旨の連絡がなされた場合、当社及び当社グループの人事部門に当該不利益な取扱いの中止を要請する。

**⑩当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- 1) 当社の監査等委員会が、その職務の遂行に関して、当社に対して費用の前払い等の請求をした場合は、当社は、当該請求に係る費用又は債務が当社の監査等委員会の職務の遂行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- 2) 当社の監査等委員会は、監査の効率性及び適正性に留意して監査費用の支出を行う。

**⑪その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制**

- 1) 当社の取締役は、当社の監査等委員会が策定する監査計画に従い、実効性ある監査を実施できる体制を整える。
- 2) 当社の代表取締役と当社の監査等委員会は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つ。
- 3) 当社の取締役は、当社の監査等委員会の職務の遂行にあたり、法務部門・経理部門・内部監査部門及び外部の専門家等との連携を図れる環境を整備する。
- 4) 監査等委員である社外取締役の選任にあたっては、専門性だけでなく独立性も考慮する。

**⑫財務報告の適正性を確保するための体制**

- 1) 金融商品取引法及び関連法令に基づき、当社及びその子会社から成る企業集団の財務報告の適正性を確保するための体制の整備を図る。
- 2) 財務報告の適正性を確保するための体制の整備・運用状況を定期的に評価し、改善を図る。

**⑬反社会的勢力排除に向けた基本的考え方**

当社グループは、役職員を標的とした不当要求や、健全な経営活動を妨害するなど、ステークホルダーを含めた当社グループ全体に被害を生じさせるおそれのあるすべての反社会的勢力に対して、必要に応じて外部専門機関と連携しながら法的措置を含めた対応を取りつつ、資金提供、裏取引を含めた一切の取引関係を遮断し、いかなる不当要求をも拒絶する。当社グループは、このような反社会的勢力の排除が、当社の業務の適正を確保するために必要な事項であると認識している。

以 上